#### 地方独立行政法人大阪市博物館機構

測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領

(目的)

第1条 この要領は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務(以下「測量・建設コンサルタント等」という。)に係る契約の適正な履行の確保を図るため、大阪市博物館機構契約規則(以下「契約規則」という。)第7条の規定による低入札価格調査制度の基本的な取扱いを定める。

#### (適用範囲)

第2条 測量・建設コンサルタント等の契約に係る入札のうち、低入札価格調査制度を適用 するものについて、この規定を適用する。

# (定義)

- 第3条 この要領における予定価格の用語の意義は、契約規則に基づく予定価格に110分の100を乗じて得た額とする。
- 2 第5条 第1項における予定価格算出の基礎となる額(以下「予定価格算出基礎額」という。)は、同項に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに(1)から(4)を合算した額とする。

### (制度の手続き)

第4条 別表のとおり

#### (設定の基準)

- 第5条 契約相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の 内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合、又は契約を 締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当である と認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格が第6条に掲げる額(以下 「調査基準価格」という。) に満たない場合とする。
- 第6条 調査基準価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、(1)から(4)までに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を 超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 8.2 を乗じた額とし、予定価格算出 基礎額に 10 分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の6を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の8を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に 10 分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に 3 分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 3 分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 3 分の2を乗じて得た額とする。

第6条 表

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分	
			の 4.8 を乗じて得	_
			た額	
建築関係の建設	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額	諸経費の額に 10
コンサルタント			に10分の6を乗じ	分の6を乗じて
業務			て得た額	得た額
土木関係の建設	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に	一般管理費等の
コンサルタント			10 分の 9 を乗じて	額に 10 分の 4.8
業務			得た額	を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費	諸経費の額に 10
		に 10 分の9を	の額に10分の8を	分の 4.8 を乗じ
		乗じて得た額	乗じて得た額	て得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に	一般管理費等の
			10 分の 9 を乗じて	額に 10 分の 4.5
			得た額	を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務については、契約 ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び 補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8の 範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の 範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

#### (端数処理)

第7条 前条に掲げる価格の端数については、その額が100,000 円以上の場合は、1,000 円 未満の金額を切り捨て、100,000 円未満10,000 円以上の場合は、100 円未満を切り捨て、 10,000 円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

# (入札参加業者への周知)

第8条 低入札価格調査制度を適用する入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、 入札参加業者に対し、その旨を通知する。

# (入札の執行)

第9条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

#### (根拠資料)

第 10 条 調査基準価格を下回る入札者に対して、入札説明書に定める低入札価格調査根拠 資料(以下「根拠資料」という。)の提出を求める。

この根拠資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本法人から根拠資料の補足等を求めた場合は、この限りではない。

#### (調査の実施)

- 第11条 入札担当課、契約請求課と共同で以下の調査を行う。
  - (1) 当該価格で入札した理由
  - (2) 入札価格の積算内訳書
  - (3) 作業予定者の資格及び作業予定者の具体的な採用見通し
  - (4) 資機材の購入予定及び保有状況
  - (5) 現在契約している同種業務の状況
  - (6) 過去に契約し履行を完了した同種業務の状況
  - (7) 経営状況
  - (8) 信用状態
  - (9) その他必要な事項

# (調査において最低価格入札者を落札者としない判断基準)

- 第 12 条 前条の規定による調査において、最低価格入札者を落札者としない判断基準は次のとおりとする。
  - (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
  - (2) 事情聴取等の調査に協力しない場合

(調査の結果適合した履行がされると認められた場合の措置)

第 13 条 入札担当課は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときに、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせる。

(調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合の措置)

第 14 条 入札担当課は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第 11 条以降と同様 の手続きによる。

(調査への協力)

第 15 条 根拠資料に虚偽記載が判明した場合や調査に協力しない場合は、競争入札参加停止措置を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難い事項については、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

